

農林漁業土木工事検査基準

(目的)

第1 この基準は、「広島県農林漁業土木工事検査要領」第5条の規定による農林水産局の所掌に属する農林漁業土木工事の検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2 検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判定を行うものとする。

(工事实施状況の検査)

第3 工事实施状況の検査は、契約書等の履行状況、工程管理、安全管理、工事施工状況及び施工体制等の工事管理状況に関する各種の記録(写真、ビデオによる記録を含む。(以下「各種の記録」という。))と契約図書を対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形の検査)

第4 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第2に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判定することが困難な場合は、検査員は契約図書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(品質の検査)

第5 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第3に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、検査員は契約図書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(出来ばえの検査)

第6 出来ばえの検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について目視、観察等により行うものとする。

附 則

- 1 この検査基準は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この検査基準は、平成13年11月21日から一部改正する。
- 3 この検査基準は、平成17年12月1日から一部改正する。
- 4 この検査基準は、平成20年6月1日から一部改正する。
- 5 この検査基準は、平成23年6月1日から一部改正する。
- 6 この検査基準は、平成24年7月1日から一部改正する。
- 7 この検査基準は、平成26年12月1日から一部改正する。
- 8 この検査基準は、平成29年3月1日から一部改正する。
- 9 この検査基準は、令和4年4月1日から一部改正する。
- 10 この検査基準は、令和6年4月1日から一部改正する。

別表第1 工事実施状況の検査留意事項

項 目		関 係 書 類	内 容
1	契約書等の 履行状況	契約図書、契約関係書類	指示・承諾・協議事項等の処理 内容、支給材料・貸与品及び工 事発生品の処理状況その他契 約書等の履行状況
2	工事施工状況	工事帳票 (施工計画書・工事打合せ簿 等)	工法研究、施工方法及び手戻り に対する処理状況、現場管理状 況、週休2日の達成状況
3	工程管理	工事帳票 (実施工程表・工事打合せ 簿)	工程管理状況及び進捗内容、週 休2日の達成状況
4	安全管理	契約図書、工事帳票 (工事打合せ簿等)	安全管理状況、交通処理状況及 び措置内容、関係法令の遵守状 況
5	施工体制	工事帳票 (施工計画書・施工体系図・ 施工体制台帳等)	適正な施工体制の確保状況

別表第2 出来形寸法検査基準

工 種		検 査 内 容	検 査 密 度
共 通	共 通 的 工 種	矢板工	基準高、変位、根入長、延長 250枚につき1箇所以上（ただし、施工延長250枚以下の場合は2箇所以上）
		法枠工 吹付工 植生工	厚さ、法長、間隔、幅、延長 200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
	基礎工		基準高、根入長、偏心量 1基または1目地間当たり1箇所以上
	石・ブロック積(張)工		基準高、法長、厚さ、延長 100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）
	一 般 舗 装 工	路盤工	基準高、幅、厚さ 基準高、幅は200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）厚さは、1kmにつき1箇所以上（ただし1km以下は2箇所以上）
		舗装工	基準高、幅、厚さ、横断勾配、平坦性 基準高、幅は200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）厚さは、施工面積10,000m ² につき1箇所以上コアーにより検査（ただし、施工面積10,000m ² 以下の場合は2箇所以上）
	地盤改良工		基準高、幅、厚さ、延長 200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
	土工		基準高、幅、法長 200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
	コンクリート擁壁工 水路工 側溝工		基準高、幅、厚さ、高さ、延長 100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）
	海 岸	堤防護岸	
突堤・人工岬			
海岸堤防			
浚渫（海）			
ダ ム	コンクリートダム	基準高、幅、ジョイント、間隔、堤長 5ジョイントにつき1箇所以上	
	フィルダム	基準高、外側境界線 5測点につき1箇所以上	

別表第2 出来形寸法検査基準

工 種		検 査 内 容	検 査 密 度
道 路	道路改良	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は、2箇所以上）
	橋梁下部	基準高、幅、厚さ、高さ、支間（スパン）長、変位	スパン長は、各スパンごと その他は、同種構造物ごとに、1基以上につき構造図の寸法表示箇所の任意部分
	鋼橋上部	部材寸法 基準高、支間長、中心間距離、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分 その他は、5径間未満は2箇所以上。 5径間以上は、2径間につき1箇所以上
	コンクリート橋上部工	部材寸法 基準高、幅、高さ、厚さ、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分 その他は、5径間未満は2箇所以上。 5径間以上は、2径間につき1箇所以上
	トンネル	基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、間隔、延長	両抗口を含めて、100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は両抗口を含めて3箇所以上）
港 湾	防波堤、護岸、物揚場、岸壁	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）
	浚渫工 置換工	基準高、幅、延長、法勾配	測線、間隔は適宜決定
	捨石工	基準高、幅、延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）
	ケーソン コンクリート ブロック	製作計上寸法、基準高、法線の出入り、延長	製作計上寸法は、寸法表示箇所の任意部分 100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）
ほ 場 整 備 等	表土扱い	厚さ	5haにつき1筆以上（ただし、5ha未満は3筆以上） 均平度については1筆あたり5箇所以上測定。規格値を外れる場合は、さらに4箇所追加し合計9箇所にて判定する。
	基盤整地 田面整地	基準高、均平度	
	畑地面整地	勾配	
	畦畔工	高さ、幅、法長	
	耕起深耕	耕起深	
	水路工	基準高、勾配、長さ、幅、厚さ、法長	幹線水路は施工延長500mにつき1箇所以上（ただし500m未満は3箇所） 用排水路は施工延長1,000mにつき1箇所以上（ただし1,000m未満は2箇所）
	道路工 （砂利道）	基準高、厚さ、幅、法長	幹線道路は施工延長500mにつき1箇所以上 支線道路は施工延長おおむね2,000mにつき1箇所以上
	暗渠排水 吸水渠	布設深、延長、吸水渠幅、碎石厚さ	おおむね10本につき1本の割合で上、下流端の2箇所測定（ただし100mを超える場合は中間点を加えた3箇所） 外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の判定が困難な場合は、契約書の定めるところにより必要に応じて破壊検査を行う。

別表第2 出来形寸法検査基準

工 種		検 査 内 容	検 査 密 度
ため池改修	堤体工	基準高、幅、法長、延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）
	洪水吐工	基準高、幅、厚さ、高さ、支間（スパン）長	スパン長はスパンごと 越流部、放流部、減勢部でそれぞれ1箇所以上
	樋管工	基準高、部材寸法、延長	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分
管水路工	管路工	基準高、延長、埋設深	基準高は、1 施工箇所に2 箇所以上その他は適宜実施 外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の判定が困難な場合は、契約書の定めるところにより必要に応じて破壊検査を行う。
	マンホールポンプ場等	工種に応じ、基準高、幅、厚さ、深さ、長さ、高さ等	構造物ごとに適宜決定
溪間工・山腹工	治山ダム等	基準高、幅、厚さ、延長	構造図の寸法表示箇所の任意箇所（3箇所以上）
	流路	基準高、幅、厚さ、延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は、2箇所以上）
	かご工	延長、高さ、幅	施工延長100m未満は、2箇所以上 50m増すごとに1箇所以上
	植栽工	植栽本数、植穴大きさ	施工面積5ha未満は、2箇所以上 2ha増すごとに、1箇所以上 標準地（10×10m）を抽出して判定
園地工	歩道	幅員、厚さ、（基準高）	施工延長200m未満は、1箇所以上 200m増すごとに1箇所以上
	公園施設 （標識、ベンチ等）	高さ、幅	50基未満は、2箇所以上 50基増すごとに1箇所以上
その他構造物		工種に応じ、基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等	同種構造物ごとに、適宜決定

- 備考 (1) 検査は実地において行うことを原則とするが、特別な理由により実地において検査できない場合、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、ビデオ、品質証明書等により、検査することができる。
- (2) 施工延長とは施工延べ延長をいう。
- (3) この基準により難しい場合は、広島県土木建築局の「土木工事検査技術基準」を参考にする等、適宜決定し実施するものとする。

別表第3 品質検査基準

工 種		検 査 内 容	検 査 方 法	
共 通	材料	品質及び形状は、設計図書と対比して適切か。	(1)観察又は品質証明により検査する。 (2)場合により実測する。	
	基礎工	(1)支持力は、設計図書と対比して適切か (2)基礎の位置、上部との接合等は適切か。	(1)主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2)場合により実測する。(コンクリート構造物については、シュミットハンマー等その他の方法で表面強度を判定する。)	
	土工	(1)土質、岩質は、設計図書と一致しているか。 (2)支持力又は密度は設計図書と対比して適切か。		
	無筋、鉄筋 コンクリート	コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量、アルカリ骨材反応対策、水セメント比等は、設計図書と対比して適切か。		
	構造物の機能	構造物又は付属設備等の性能は設計図書と対比して適切か。		主に実際に操作し検査する。
道 路	舗 装	路盤工	(1)路盤材料の合成粒度は設計図書と対比して適切か。 (2)支持力又は締固め密度は設計図書と対比して適切か。	(1)主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2)場合により実測する。
		アスファルト舗装工	アスファルト使用量、骨材粒度及び舗装温度は設計図書と対比して適切か。	(1)主に既に採取されたコアー及び現地の観察並びに施工管理資料により検査する。 (2)場合により実測する。

備考 この基準により難しい場合は、適宜決定し実施するものとする。